

成田市高齢者居場所づくり事業補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、居場所において介護予防活動を行おうとするものに対し、当該介護予防活動に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、地域の高齢者が集い、交流することを促進し、もって高齢者の介護予防及び地域づくりを推進することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 居場所 介護予防活動を行う場として運営するための建物その他のスペースであって、地域の高齢者が集うことができるものをいう。
- (2) 介護予防活動 健康増進、地域のボランティア活動、世代間の交流その他高齢者の介護予防に資する活動をいう。
- (3) 高齢者 本市に住所を有する65歳以上の者をいう。

(補助対象者)

第3条 高齢者居場所づくり事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができるものは、新たに市内の居場所において、次の各号のいずれにも該当する介護予防活動を行おうとするもの（居場所における介護予防活動に関する規約、規程等を備えた団体であって、代表者の定めがあり、かつ、5人以上の高齢者で構成されるものに限る。）とする。

- (1) 市長が別に定めるプログラムに基づく体操を行うものであること。
- (2) 特定のサークル活動その他の専ら特定の趣味又は娯楽に係る活動を行うためのものでないこと。
- (3) 原則として、参加希望者を受け入れるものであること。
- (4) 営利、政治活動又は宗教的活動を目的とするものでないこと。
- (5) 原則として、1年以上、週1回以上かつ1回当たり1時間以上活動するものであること。
- (6) 1回の活動に、地域の高齢者が5人以上参加するものであること。
- (7) 介護予防活動が自主的かつ安全に行われるよう、管理者その他の責任者を配置するものであること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、居場所における介護予防活動に要する経費のうち、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費その他の「地域支援事業交付金の交付について（平成20年5月23日厚生労働省発老第

0523003号厚生労働事務次官通知)」別紙「地域支援事業交付金交付要綱」に定める対象経費として市長が認める額(第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた日の属する年度に係る経費に限る。)の合計額に10分の8を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、10万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、国、県又は本市の他の補助制度の適用を受ける経費又は受けた経費として市長が認める経費にあつては、補助の対象としない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、高齢者居場所づくり事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(別記第2号様式)
- (2) 収支予算書(別記第3号様式)
- (3) 居場所における介護予防活動に関する規約、規程等
- (4) 参加者名簿(別記第4号様式)
- (5) 誓約書(別記第5号様式)
- (6) 国、県又は本市の他の補助制度の適用を受ける経費又は受けた経費がある場合は、これらの内容が確認できる書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、高齢者居場所づくり事業補助金交付決定・却下通知書(別記第6号様式)により当該申請をしたものに通知するものとする。

(変更の申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けたもの(以下「交付決定者」という。)は、補助金の内容を変更しようとするときは、速やかに高齢者居場所づくり事業補助金変更申請書(別記第7号様式)に第5条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、市長に申請しなければならない。

(変更の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、高齢者居場所づくり事業補助金変更決定・却下通知書(別記第8号様式)により当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(実績の報告)

第10条 交付決定者は、補助金に係る介護予防活動が完了したときは、高齢者居場所づくり事業補助金実績報告書（別記第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 介護予防活動に要した費用を証する書類
- (2) 事業報告書（別記第10号様式）
- (3) 収支決算書（別記第11号様式）
- (4) 国、県又は本市の他の補助制度の適用を受ける経費又は受けた経費がある場合は、これらの内容が確認できる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(確定の通知)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、高齢者居場所づくり事業補助金確定通知書（別記第12号様式）により当該報告をした交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、高齢者居場所づくり事業補助金交付請求書（別記第13号様式）により市長に請求しなければならない。

(概算払)

第13条 交付決定者は、補助金の概算払を受けようとするときは、高齢者居場所づくり事業補助金概算払請求書（別記第14号様式）により市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたものがあるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該取消しを受けたものに通知するものとする。

3 前各項の規定は、第11条の規定により交付すべき額を確定した後においても適用する。

(返還)

第15条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

[別記様式 略]